

病院機能 評価審査

みんなの力で乗り越えられました

質を落とさず前向きに 取り組んでいるとの講評



サーベイヤーより講評ののち、意見交換

耳原総合病院は10月5日・6日に病院機能評価を受審しました。「病院機能評価」とは、病院を対象に行われる第三者（財団法人 日本医療機能評価機構）による評価制度です。「患者中心の医療の推進」「良質な医療の実践」「理念達成に向けた組織運営」など約90項目にわたる審査で、5年ごとに更新します。当院は2018年以來の

受審でした。2022年8月にプロジェクトチームを立ち上げ、医療機能評価を通じて、患者さんに安全・安心の医療を提供することはもちろん、職員が働きやすく、また地域に信頼される病院づくりをめざし、継続的な質改善活動に繋がるよう、取り組みました。

看護部では、ケアプロセス調査を重点的に取り

組んできました。ケアプロセス調査とは、患者さんの入院前から退院後までの経過をたどりながら、診療・看護ケアが適切に行われているかを評価することです。

主な評価の内容は、診療のシステムやルールの有無、その遵守の状況、患者本位の診療・ケアの提供、安全・感染予防への配慮、多職種チームの機能発揮、確実な情報共有などです。

実際の審査は実際の患者さんのカルテが確認され、これまでの医療の実践が評価されます。まず、評価項目の内容を学習し、次にマニュアルの改訂を行いました。そしてそれらの取り組みを実際の看護で実践し、看護記録にも記載されているかを確認しました。

10月の審査に向けて、7月には院内で模擬審査を行い、振り返りを重ね、再度マニュアルなどの見直しを行い、総力を結集してまいりました。いよいよ迎えた審査当日、幹部からスタッフまで大変緊張していました

病棟だけではなく技術部門（栄養科など）にも審査訪問



が、みんなの力を合わせ乗り越えることができました。また最終日には、審査項目全般に対して意見交換会が行われました。サーベイヤー（評価調査者）からは「年々審査が厳しくなる中、質を落とさず前向きに取り組まれている」というコメントをいただきました。患者さんにとって、より良い医療・看護を提供し、耳原総合病院に入院してよかった、と思っただけですが、何よりも喜ばしいことです。

次の審査は5年後ですが、私たちは常に患者さんとともに歩んでいけるよう、今後も質改善活動に取り組んでいきたいと思えます。

（耳原総合病院 医療機能評価受審 プロジェクト 副看護部長 永田千鶴貴）

水俣国賠訴訟勝利を受けて

耳原鳳クリニック医師 三宅 徹也

水俣病公式発表から67年、私自身の水俣病とのかかわりは京都訴訟に始まり、約35年になります。当時は1977年環境庁の限定された判断基準に従った診断しかできませんでしたが、2009年の特別措置法制定に伴い、近畿地協水俣病検

診を始めました。近畿には、集団就職などで約3000人が水俣湾周辺から移住したと言われています。その子どもたちを含め、1000人以上の検診を行いました。特措法でも地域や年齢が限定され、対象から漏れた人を含めた人々が

たが周りのみんなも同じなので普通のことだと思つた。「釘を踏んでも気づかず、血が出ているのを見て怪我をしているのが分かった」「熱さを感じず『なんて熱いお風呂に入るんだ』と家族から言われる」などつらい思いをした原告にとって、和解でなく128人全員を水俣病と認め、我々の共通診断書の診断基準・指定地域外や遅発性水俣病の存在を認めた画期的な勝訴判決でした。

しかし「司法の一貫性を求め上級審で判断いただく」などと、国・県・チソンは控訴しました。行政・司法・政治解決の



近畿訴訟を起こしました。一次訴訟は和解でしたが、今回の二次訴訟は「箸や茶碗をよく落とし

ノーマアミナマタ

複数の診断基準が存在し、現在でも熊本・鹿児島での認定審査は遅れています。司法の一貫性には医学的診断基準の策定が必要不可欠です。その責任を持つ日本神経学会は、診断基準を策定しないだけでなく国に忖度した意見を述べています。国には、今回の判決を尊重し、水俣湾周囲の全住民の健康調査を行い、正しい診断基準を策定し、あたらがりの救済を行うとした約束を遵守する責任があります。続く熊本・東京・新潟の訴訟でも勝訴し国・県・チソンの責任を追及することが重要です。